

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

（１）業務の名称及び数量

令和 8 年度地域エコラボ人材育成アカデミー設計業務 一式

（２）業務の仕様

「令和 8 年度地域エコラボ人材育成アカデミー設計業務仕様書」

（以下、「業務仕様書」という。）のとおりに

（３）業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（４）納入場所等

京都府内

2 契約条項を示す場所等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書及び業務仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府農林水産部農村振興課移住・地域連携支援係（京都府庁第 2 号館 4 階）

電話番号(075) 414-4906 電子メール noson@pref.kyoto.lg.jp

（２）入札説明会

実施しない。

なお、質問等がある場合は、令和 8 年 8 月 14 日（金）正午までに（１）に示す場所へ質問書を提出すること。（電子メール可）

入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、口頭で個別に答える。

3 入札に参加できない者

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しないものを含む。）

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の契約に係る指名停止措置がなされていないこと。

(3) 次の実務経験を持つ者を配置できる者であること。

1 農村地域・中山間地域における学びの場づくり又は人材育成、多様な人材の地域参画促進、地域づくりと教育を接続する中間支援業務、地域活動又は実践型プログラムの運營業務（2名程度）

2 地域課題の解決又は地域活性化を目的としたコミュニティビジネスについて、自ら立ち上げた実績又は立ち上げに係る支援実績があり、うち少なくとも1件について、3年以上継続して運営されていること。

(4) 京都府内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

原則、ホームページよりダウンロードすること。やむを得ない場合は次のとおり

交付する。

ア 交付期間 令和8年8月4日（火）午前9時から令和8年8月14日（金）午後5時までの間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

イ 交付場所 2の（1）に同じ

ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。なお、郵送による交付は行わない。

（2）申請書等の提出期間等

ア 提出期間 （1）のアに同じ

イ 提出場所 2の（1）に同じ

ウ 提出方法

（ア） 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

（イ） 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、京都府指名競争入札参加資格名簿登載事業者は、京都府指名競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。この場合、次の（ア）、（エ）及び（オ）の資料の提出は不要とする。

（ア） 法人にあっては商業登記事項証明書、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等（写し可）

（イ） 取引使用印鑑届

（ウ） 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

（エ） 府税納税証明書

（オ） 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

（カ） 会社概要

（キ） 営業経歴書及び営業実績調書、配置予定者の実務経験調書

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

証明書類は、申請日時点で発行日から3ヶ月以内のものに限る。

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、令和8年度地域エコラボ人材育成アカデミー設計業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

なお、同通知に添付の本名簿記載事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別紙1）により当該変更に係る事項を知事に届出、参加資格の認定を受けなければならない。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の（1）のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き継ぎ当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別紙2）（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当するに至り、参加資格を取り消されている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年8月26日(水) 13時30分

イ 場所

京都府農林水産部会議室(京都市上京区新町西入藪ノ内町 京都府庁第2号館4階)

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

(ア) 受領期限

令和8年8月25日(火)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に該当する者及び4に掲げる資格のない者

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 委任状を持参しない代理人

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札者又は金額を訂正した入札書で入札した者

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

キ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、落札となるべき価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

14 その他

(1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。